

## 平成23年第10回美郷町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

平成23年11月29日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
  - 1) 総務常任委員会の委員会調査報告
  - 2) 例月出納検査の報告（平成23年9月分）
- 第 4 町長の招集あいさつ
  - 議案上程・議案審議（説明～質疑～討論～表決）
- 第 5 議案第80号 美郷町駅前多目的広場設置条例の制定について
- 第 6 議案第81号 美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第82号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第83号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第84号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第10 議案第85号 平成23年度美郷町一般会計補正予算第7号
- 第11 議案第86号 平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号
- 第12 議案第87号 平成23年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号
- 第13 議案第88号 平成23年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
4番	武藤威君	5番	森元淑雄君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右エ門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（2名）

3番	伊藤福章君	6番	中村利昭君
----	-------	----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	住民生活課長	鈴木隆君
福祉保健課長	前田忠秋君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	池田茂基君	建設課長	照井智則君
会計管理者兼 出納室長	高橋辰巳君	農業委員会 農事務局長	渋谷新一君
教育長	後松順之助君	教育次長兼 教育総務課長	須田喬君
教育施設課長	梅山正之君	生涯学習課長	小林宏和君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋潔	庶務班長 兼議事班長	鈴木邦子
主査	佐々木直樹		

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

3番伊藤福章君、6番中村利昭君から欠席の届け出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第10回美郷町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、14番戸澤 勉君、15番熊谷隆一君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（高橋 猛君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定しました。

---

◎議長の諸般の報告

○議長（高橋 猛君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、総務常任委員会委員長より委員会調査報告がありました。2として、町の監査委員より例月出納検査、平成23年9月分の報告がありました。それぞれその写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

---

### ◎町長の招集あいさつ

○議長（高橋 猛君） 日程第4、町長の招集あいさつを行います。

本臨時会の招集に当たって、町長より招集あいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

---

○町長（松田知己君） おはようございます。

平成23年第10回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただきお礼申し上げます。

開会に当たり、行政報告並びに本日提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集のあいさつといたします。

初めに、町では11月15日から、町が実施している町内公共施設33地点の空間放射線量の測定結果を町のホームページで公表しております。

これは、町が購入契約をしておりました一定の精度を有する放射線測定器が10月17日に納品となり使用していることや、東京都世田谷区内で10月下旬、福島第一原子力発電所の事故とは無関係とされる高い放射線量が検出されたことなどを受け、測定結果を公表することにより、住民の不安解消の一助になると判断したためです。

なお、測定結果は国で定めている基準を大きく下回っており、問題のないレベルの測定値となっております。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

議案第80号「美郷町駅前多目的広場設置条例の制定について」ですが、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、美郷町駅前多目的広場の設置及び管理に関する事項を定めたく、お諮りするものです。

議案第81号「美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」ですが、議会議員の期末手当に関する規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第82号「美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、議案第83号「美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について」ですが、町長、副町長及び教育長の期末手当に関する規定等を改正したく、お諮りするものです。

議案第84号「美郷町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」ですが、一般職の職員の給料月額及び期末手当等を改正したく、お諮りするものです。

議案第85号「平成23年度美郷町一般会計補正予算第7号」、議案第86号「平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号」、議案第87号「平成23年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号」及び議案第88号「平成23年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号」についてですが、給与条例改正等に伴う人件費の調整についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集のあいさつといたします。

---

#### ◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第5、議案第80号 美郷町駅前多目的広場設置条例の制定についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（池田茂基君） それでは、議案第80号についてご説明申し上げます。

美郷町駅前多目的広場設置条例の制定でございます。これは、本町の鉄道駅前の多目的広場につきまして、設置条例を制定するものでございます。2ページをごらん願います。

まず、差し当たって本条例案が対象としておりますのは、第2条の名称及び位置にございまして、飯詰駅前の二つの広場でございます。名称は、飯詰駅前多目的広場としております。

位置でございますが、上深井字谷地中73番地15と同77番地7でございます。上段の73番地15は飯詰駅前正面に向かって右側、かねてより駐車場として利用されている場所でございます。また、下段77番地7は同駅正面に向かって左側にあり、いずれも県道熊堂六郷線に面した場所でございます。

上段の場所につきましては、公共施設として明確な設置条例がなかったため、下段につきましては、平成22年度に用地を取得し本年度新設したための条例制定でございます。

それでは、第1条設置でございますが、平常時は駅前周辺を訪れる者に広く開放するとともに、災害時には地域住民の避難場所として活用することとしております。

第2条は、ただいまご説明申し上げましたとおりでございます。

第3条行為の制限では、第1項に広場内においてあらかじめ町の許可を受けなければならない項目を挙げ、加えて許可期間の原則等を挙げております。

第4条使用のための規制では、広場の使用に当たって利用者等がしてはならない行為を挙げ、万一そのような行為があった場合の町の権限を規定しております。

第5条使用料では、第3条第1項で許可を受けた場合の使用料を規定しており、内容につきましては最後の別表に額を掲げております。

以下第6条、第7条には、使用料の徴収方法、その後の還付の取り扱いについて規定しており、第8条には使用料の減免規定、第9条には使用料の賠償責任の規定を挙げております。

第10条は、使用上の詳細事項についての委任規定でございます。

なお、本条例の施行は公布の日からとしております。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。13番、深澤 均君。

○13番（深澤 均君） 内容についてもうちちょっと詳しく知りたいわけですが、向かって右側という駐車場などは、今まで使用していた方々がいるわけですけれども、今までの使用状況と、これからのこの条例が公布された後の使用状況は、具体的にはどういうふうになるものなのかお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（池田茂基君） 右側の駐車場につきましては、目的その他定かな規定がございませんでしたので、すべて今回の条例案に示させていただいたとおり、平常時は周辺の商店街等に訪れた人方の一時的な駐車場として利用していただくということです。

実態といたしましては、通勤等にも利用されている、あるいは他市への移動の際そこに一時的に駐車しておくといった場合もあるわけでございますけれども、許容の範囲の中で、例えば一昼夜駐車とか自分の駐車場のようというか、夜間駐車といったようなものはこの条例によって、またこれの細則によって指導して、そういった使い方ではというようなことで統一して指導していきたいというふうに考えているところでございます。

また、使用についてもある程度の、公共施設でございますので、お店を出したいとかそういった行為の場合には、使用料をいただくというふうな変化がございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。5番、森元淑雄君。

○5番（森元淑雄君） 4ページの駐車料金の午前8時から午後5時までの間5,000円、このようになっておりますけれども、これは例えば8時から9時まで置いた場合は、これでもこの5,000円という取り扱いになるのかどうか、その辺を詳しく聞きたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（池田茂基君） ただいまのご質問ですけれども、別表の第5条の金額でございますけれども、多目的広場につきましては、原則地域の皆さんに無料で利用していただくことになります。

この料金につきましては、第3条の広場において次に掲げる行為をしようとする者とはという内容の場合、この場合に適用される使用料でございます。ですから、行商その他これらに類する行為をするということ、また興行を行う、あるいは競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催し物のために一部を占有するといった場合に、許可をいただいた際にその使用料を納めていただくということになります。平常時については、あくまでも無料で皆さんに利用していただくということになります。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第80号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第80号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号 美郷町駅前多目的広場設置条例の制定については原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第6、議案第81号 美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第81号についてご説明いたします。

今月2日に、秋田県人事委員会より一般職職員の給与改定についての勧告が行われ、一般職については人事委員会の勧告に準じた改定をしたく、議案第84号にその改定を提案しているところでございます。関連がございますので、人事委員会の勧告による一般職給与の改定の内容を初めに説明をさせていただきたいと思っております。

議案資料集6ページをごらんいただきたいと思います。議案資料集の最後のページでございます。こちらに改定の概要を記載してございます。一般職につきましては、今回の改定は4点についての改定が行われることとなっております。

1点目は、給料月額を引き下げを実施しております。引き下げの率は0.26%ですが、主に中高年層の給料月額を引き下げとなっており、当町職員では最大で0.48%の引き下げとなっております。

2点目は、給料の引き下げについて、4月に遡及することなく、4月から11月までに支給された分について12月支給の期末手当からその分を減額するものでございます。その減額する率について、おおむね40歳以上の職員につきましては、期末手当の0.39%を掛けた額を減額するものです。減額の率については、給料表の減額対象となる職員については給料、手当、それに期末勤勉手当に0.39%、それからおおむね40歳代の職員については、期末勤勉手当のみの0.39%の減額となっているところでございます。

3点目でございますが、平成18年度に行われた給与構造の見直しに伴う現給保障額の減額率をこれまでの100分の99.59から100分の99.10に、100分の0.49引き下げるものでございます。

次に4点目でございますが、期末勤勉手当につきまして、国それから他県の地方公共団体との均衡と地域の民間給与の実情を踏まえまして、年間で0.05カ月引き上げるというものでございます。国等と同様の3.95カ月に合わせるものでございまして、その配分につきましては、6月支給の期末手当に0.025カ月、12月支給の期末手当に0.025カ月の引き上げをするものでございますが、今年度につきましては、6月に遡及することなく12月の手当で0.05カ月分を引き上げるというような内容となっております。したがって、今年度の12月支給の期末手当につきましては1.4カ月、それから平成24年度の6月支給の期末手当につきましては1.225カ月、12月支給の期末手当が1.375カ月というふうになります。



以上が、秋田県人事委員会の一般職の給与改定の勧告の内容でございます。

次に、議案81号の議会議員の改正案につきましてご説明いたします。議案の6ページ改正条例案と議案資料集1ページ新旧対照表、こちらをあわせてごらんいただきたいと思います。

6条2項の改正は、一般職の給与条例の読みかえ規定でございます。議会議員の期末手当については、6月支給分をこれまでの1.400カ月から1.425カ月に、12月支給分をこれまでの1.450カ月から1.475カ月にそれぞれ0.025カ月、合わせて0.05カ月分の引き上げを行うものでございますが、県の特別職については、厳しい経済情勢を勘案し、本年度改定を見送っているところでございます。

また、今回先ほど説明しましたように、給与改定により職員についても給与改定相当分の減額があるということから、附則にありますように今年度分の改定を見送りまして、平成24年度からの施行としているところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 町長にお伺いいたします。

今年度の改定は見送り来年度からの実施ということでありますけれども、依然として厳しい経済状況ですし、地域雇用も悪化しているもとで、一般職と違って議員とか特別職の、それもボーナスですので、それを引き上げというのは住民感情からして理解を得られるのかという思いもするわけですが、例えば引き上げを見送るという選択肢もあったと思うのですが、そのような検討はなさらなかったのでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 町長。

○町長（松田知己君） 先ほど総務課長が説明しましたとおり、県並びに近隣市の動向等も踏まえて23年度見送りという内容で検討したところでございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「討論」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 反対討論ですか。

（「はい」の声あり）

○議長（高橋 猛君） まず、原案に反対者の発言を許可します。9番、泉 美和子君登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 議案第81号に反対の立場から討論いたします。

依然として厳しい経済状況のもと、地域の雇用情勢も悪化をし、町民の暮らしが好転する見込みがないもとの、来年度の実施とはいえ議員や特別職についてのボーナス引き上げはするべきではないと考えますので、この議案には反対をいたします。

○議長（高橋 猛君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで討論を終わります。

議案第81号についてこれより採決いたします。

異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立者13名）

○議長（高橋 猛君） 起立多数です。よって、議案第81号 美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第7、議案第82号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第82号について説明いたします。

議案の8ページ条例改正案と、それから議案資料集2ページ新旧対照表をあわせてごらんいただきたいと思えます。改正条例案の第4条の改正でございますが、議案81号の議員の期末手当と同様、町長、副町長の期末手当について本年度改定を見送り、平成24年度の6月支給分をこれまでの1.4カ月から1.425カ月に、12月支給分をこれまでの1.450カ月から1.475カ月にそれぞれ0.025カ月、合わせて0.05カ月分の引き上げを行うものでございます。

それから、別表第2中の改正でございますが、こちらは外国出張の際の旅費支給の際の日当の支払いの備考欄の表記に誤りがございました。その表記を正しく訂正させていただきたいというものでございます。これまで、備考欄では旅費の日当の支給について、外国を出発した日及び外国に到着した日を除くというふうになってございましたが、正しくは、その際の旅費の区分の規定が記載の内容から除くというようなことで、この新旧対照表のとおり訂正をさせていただきたいという内容でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「討論」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 反対ですか。

（「はい」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 初めに、原案に反対者の発言を許可します。9番、泉 美和子君登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 議案第82号に反対の立場から討論いたします。

先ほど、議案81号でも述べました同じ理由でこの議案にも反対をいたします。

○議長（高橋 猛君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで討論を終わります。

議案第82号についてこれより採決いたします。

異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立者13名）

○議長（高橋 猛君） 起立多数です。よって、議案第82号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第8、議案第83号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第83号について説明いたします。

議案10ページ改正条例案と、議案資料集3ページ新旧対照表をあわせてごらんいただきたいと  
思います。第4条の改正でございますが、議案第81号及び議案第82号同様、教育長の期末手当に  
ついて本年度改定を見送り、平成24年度の6月支給分、12月支給分をそれぞれ0.025カ月、合わせ  
て0.05カ月分の引き上げを行うものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「討論」の声あり）

○議長（高橋 猛君） まず、原案に反対者の発言を許可します。9番、泉 美和子君登壇願いま  
す。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 議案第83号に反対の立場から討論いたします。

先ほどの81号と同じ理由で反対をいたします。

○議長（高橋 猛君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで討論を終わります。

議案第83号についてこれより採決いたします。

異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立者13名）

○議長（高橋 猛君） 起立多数です。よって、議案第83号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

---

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第9、議案第84号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第84号について説明いたします。

議案の12ページからの改正条例案と、議案資料集4ページ、5ページの新旧対照表をあわせてごらんいただきたいと思います。議案12ページの改正条例案、改正条例の第1条でございますが、条例第22条第2項の改正でございます。今年12月支給の期末手当をこれまでの100分の135、1.35カ月を100分の140、1.4カ月に、100分の50、0.05カ月分の引き上げを行う改正でございます。

第3項の改正でございますが、こちらは再任用職員の期末手当の支給についての改正の規定でございます。当町には該当はございません。

別表の改正でございますが、一般行政職の給料表を改めるものであり、引き下げの率は、秋田県人事委員会の勧告どおり平均で0.26%の引き下げとなっております。

議案の17ページをお願いいたします。下のほう、第2条でございますが、こちらの改正でございますが、第22条2項の改正につきましては、平成24年の6月支給の期末手当を100分の122.5、1.225カ月に、12月支給の期末手当を100分の137.5、1.375カ月に、それぞれ0.025カ月の引き上げをする改定でございます。

第3項につきましては、再任用職員の期末手当の規定でございます。

第3条の改正は附則第7項の改正で、平成18年度に行われた給与構造の見直しに伴う現給保障額の減額率を、これまでの100分の99.59から100分の99.10、100分の0.49の引き下げをするものがございます。

次に、附則の改正でございますが、第1項はこれまで説明した期末手当の施行期日についての規定でございます。

第2項第1号及び第2号につきましては、現給保障対象職員及び給料表の改定となる職員の4月から11月までの分を12月支給の期末手当から減額するもので、その減額率については100分の0.39について規定をしているものでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 資料の6ページで②ですけれども、格差相当分をとということですが、4月にさかのぼって遡及しないかわりにということですが、率からいけば当然金額からすれば4月にさかのぼるよりは少ないのだと思いますが、考え方として不利益不遡及と同じような感じではないかなあとちょっと思ったんですけれども、そこら辺はどういうものなのでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（小原正彦君） ただいまのご質問にお答えします。

基本は、国の人事院それから県の人事委員会の勧告については、4月1日の現在での民間給与との比較が基本となっております。そのため、これまでは4月に遡及するというようなことが行われておりましたけれども、先ほども議員からの指摘もございましたように不利益不遡及の原則等々もございます。

それから、今年度につきましては3.11の大震災等々がございまして、人事院の勧告がおくれたというようなこともございまして、今回このような措置をとったというふうに聞いてございます。大体②で積算したものと、それから遡及するものとは、ほぼ同じような額となろうかと思えます。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「討論」の声あり）

○議長（高橋 猛君） まず、原案に反対者の発言を許可します。9番、泉 美和子君登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 議案第84号に反対の立場から討論をいたします。

依然として厳しい経済状況のもとであります。今回、期末手当を引き上げたことは賛成するも

のですけれども、月々の給料、月給を引き下げたことは賛成できません。

一般職の給与の引き下げは3年連続であり、職員の生活や地域経済に与える影響も大きいと考えるものです。公務員の賃金の引き下げは、民間賃金と連動して負のスパイラル効果を呼び、すべての労働者の賃金全体を引き下げる結果になるものであると考えるものです。以上、反対討論といたします。

○議長（高橋 猛君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで討論を終わります。

議案第84号についてこれより採決いたします。

異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋 猛君） 起立多数であります。よって、議案第84号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第10、議案第85号 平成23年度美郷町一般会計補正予算第7号を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 薫君） 議案第85号 平成23年度美郷町一般会計補正予算第7号について説明します。

今回の補正内容は、217万2,000円を追加するものであります。

28ページをお願いします。9款1項1目1節地方交付税ですが、今回の補正財源として普通交付税を充当するものでございます。

○総務課長（小原正彦君） 29ページ、歳出について説明をいたします。

今回の補正予算は、秋田県人事委員会の勧告による職員の人件費を主に補正したものでござい

ます。各款、項、目とも2節3節並びに4節等々について補正をしてございますが、その全体について37ページのほうに給与明細書で記載してございますので、こちらで説明をさせていただきます。

一般会計のほうは、補正額のうち人件費の補正額としましては、2の一般職（1）総括の比較の欄の合計の欄に記載してありますとおり、200万5,000円でございます。これに特別会計の人件費分の繰出金として簡易水道事業会計13万2,000円、下水道事業会計1万4,000円、農業集落排水事業会計2万1,000円の合計した16万7,000円を合わせて、一般会計と特別会計合わせまして217万2,000円の補正となっております。

補正額の内容ですが、38ページをごらんいただきたいと思います。2節の給料、こちらは50万4,000円の減額です。内訳は、給料表の改定によるものが12万8,000円の減額、それから中高年層の現給保障分の支給率の改正によるものが37万6,000円の減となっております。

次に、3節の職員手当でございますが、228万5,000円の増額でございます。内訳は、制度改正に伴う増額分として231万5,000円となっております。その内容でございますが、期末手当の支給率の改正による分が374万4,000円の増額、4月から11月までの月例給及び期末勤勉手当の0.39の減額分としまして、12月支給期末手当からの減額する分が142万9,000円の減となっております。合わせまして231万5,000円というふうになってございます。その他の増減分としましては、年度途中に扶養手当、住居手当、通勤手当等の変更がございましたので、その分が3万円の減額となっております。

4節共済費につきましては、22万4,000円の補正となっております。

特別会計につきましては、給料について減額対象となる職員がおりませんでしたので、すべて3節の職員手当のうち支給率の改正によるものが主な内容となっております。

なお、簡易水道事業会計につきましては、職員の給料額の変更による分が7万2,000円の追加となっております。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「討論」の声あり）



○議長（高橋 猛君） まず、原案に反対者の発言を許します。4番、武藤 威君登壇願います。

（4番 武藤 威君 登壇）

○4番（武藤 威君） 4番、武藤です。84号の一般職給与引き下げの関連予算でございますので、そういうことからどうしても賛成できないということで反対の立場です。以上です。

○議長（高橋 猛君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで討論を終わります。

議案第85号についてこれより採決いたします。

異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立者13名）

○議長（高橋 猛君） 起立多数であります。よって、議案第85号 平成23年度美郷町一般会計補正予算第7号は原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第11、議案第86号 平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第86号についてご説明いたします。

初めに、歳出からご説明いたします。46ページをお願いいたします。1款1項1目2節給与及び3節職員手当の負担金、4節共済金は職員の昇格による昇給分で、不足を来すため増額するものでございます。3節の期末手当は、秋田県人事委員会の勧告にかんがみ、美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正により職員手当を増額するものでございます。

次に、歳出の財源についてご説明いたします。45ページ歳入をお願いいたします。5款1項1目1節一般会計繰入金ですが、歳出の一般管理費において増額した額を一般会計から繰り入れるものでございます。これにより、予算総額は3億9,368万1,000円となります。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第86号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第86号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号 平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号は原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第12、議案第87号 平成23年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第87号についてご説明いたします。

初めに、歳出からご説明いたします。56ページをお願いいたします。歳出1款1項1目3節職員手当及び4節共済費ですが、秋田県人事委員会の勧告にかんがみ、美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正により、職員手当及び共済費を増額するものでございます。

次に、歳出の財源についてご説明いたします。55ページ歳入をお願いいたします。3款1項1目1節一般会計繰入金ですが、歳出の一般管理費において増額した額を一般会計から繰り入れるもので、これにより予算総額は1億7,583万2,000円となります。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第87号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第87号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号 平成23年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第13、議案第88号 平成23年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第88号についてご説明いたします。

初めに、歳出からご説明いたします。66ページをお願いいたします。歳出1款1項1目3節職員手当及び4節共済費ですが、秋田県人事委員会の勧告にかんがみ、美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正により、職員手当及び共済費を増額するものでございます。

次に、歳出の財源についてご説明いたします。65ページ歳入をお願いいたします。4款1項1目1節一般会計からの繰入金ですが、歳出の一般管理費において増額した額を一般会計から繰り入れるもので、これにより予算総額は1億8,361万6,000円となります。以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第88号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第88号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第88号 平成23年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号は原案のとおり決しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長(高橋 猛君) 以上で本臨時会に上程されました議案の審議は終了いたしました。

これをもちまして平成23年第10回美郷町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時59分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成23年11月29日

美郷町議会議長      高 橋      猛

署 名 議 員      戸 澤      勉

署 名 議 員      熊 谷 隆 一